令和８年度京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会

議事録

１．開会

２．あいさつ

～会長あいさつ

３．事務局報告

「令和７年度事業実績報告および令和８年度の取り組みについて」
～資料２および資料３　事務局から説明

【会長】
事務局から多岐にわたる報告があった。配布資料の「成年後見ステーションチラシ」の見開き右側を御覧いただきたい。ここに「成年後見制度・権利擁護に関する相談の流れ」が記載されている。
令和４年４月に設置された「成年後見ステーション」のイメージ図だが、オレンジ色の枠が一次相談窓口にあてはまる。ここでご本人やご家族、支援関係者と日々のやり取りが行われている。その中で専門性が高い困難ケースについては、二次相談として「成年後見ステーション」に繋がる仕組みになっている。
成年後見ステーションでは、社会福祉課と高齢・障がい・子育て分野の各課が一体となって運営されている。必要に応じて、専門職団体や家庭裁判所とも協議しながら進めておられる。
その下に記載されている成年後見ステーションの役割として「広報啓発」「相談支援」「体制づくり」の３つが示されており、それぞれの取り組みについて説明いただいた。令和８年度については、特に「体制づくり」に重点が置いて取り組んでいるとの報告であった。
特に注目すべきは、資料２の７にある「相談支援の傾向」だ。障がいのある方や高齢者の方においては、成年後見制度の煩雑さや、認知症に伴う金融機関での預貯金の出し入れに対する不安など、事例の課題として上がってきている。

〈現場の状況について〉
【会長】
現場の状況について、ケアマネジャー等の視点からいかがか。

【委員】
成年後見制度に直接携わる機会はまだ少ないが、利用者の中には頼れる身寄りのない方や自身で金銭の管理が困難な方もおられる。中には支援者が対応に

苦慮するケースもあり、成年後見制度利用まで至らないが、社会福祉協議会の権利擁護事業の利用をお願いするケースはある。

【会長】
　高齢者や単身世帯の方が増加している。資料２の３ページを見ても、人口は昨年度に比べて若干減っているが６５歳以上の方や要介護認定者は増加している。地域の中でも「認知症かな」と思う方が増えているのではないか。

【委員】
　民生委員としては、毎月ごみカレンダーの配布などで友愛訪問を行っており、一人暮らしの方が増えていると感じる。長く接しているうちに「少し心配だな」と感じる方が本当に増えている。私の地域も高齢化が進んでいる。そういったときは近くにある包括支援センターにお願いしている。我々民生委員は専門職ではないので、近くの包括支援センターへ迅速に「つなぐ役目」に徹しており、何かあった場合はすぐに相談している。そうすることですぐに対応していただいているので大変助かっている。

【会長】
　成年後見制度自体が大きな転換点を迎えている。成年後見ステーションの取り組みとしては関係機関との連携強化に加え、重層的支援体制整備も含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく方針として報告いただいた。地域福祉計画の概要版に「権利擁護体制」について掲載されているのでご確認いただきたい。地域福祉の実現について、社会福祉協議会としてはどうか。

【委員】
　計画に基づき関係機関でどのように協力していけるかを職員間で話し合いながら考えているところだが、現場の実感と制度の仕組みをどう擦り合わせるかが今後の課題と考える。

〈専門職からの意見〉
【委員】
　京田辺市としての取り組みはとても計画が立てられており期待している。特に、市社会福祉協議会による「法人後見事業」の検討については、とても期待している。

【委員】
　ケースの専門相談をメールなどで行う三士会の取り組みについて、他市町で活用が始まっていると聞く。困難な案件に関しては、三士会が ZOOM などで話し合う体制をとっている。

【委員】

相談内容で、早期段階での相談が増えているのは一般論として良いことである。認知能力が低下してきた段階で相談が始まるのではなく、あらかじめどういう制度があるかを理解した上で利用していただくのはとても良いことだと思う。受ける立場からすると、助言できることは少ないのかもしれないが広報などがうまく機能していると考察する。
一点質問だが、資料２の４ページにあった「任意後見の検討が必要となったケース」の具体的な内容を教えていただきたい。

【事務局】
身寄りのない高齢の方で、認知面の不安があり本人が制度の利用を希望されたが、受診の結果「判断能力あり」との診断であったため任意後見の利用を模索した。しかし、受任者とのマッチングが難航し利用に結びつかず、最終的には改めて支援のもとで受診し、「補助相当」の申し立てに至った。任意後見の調整の難しさを実感したケースである。

【会長】
任意後見は契約内容を詳細に詰める必要があり、難しい制度と感じるが、実状はいかがか。

【委員】
任意後見契約を受任する際は、事前のライフプラン作成に時間をかける。預貯金や不動産の管理をどうしたいか、将来の問題への対処などを話し合い、ご本人の判断能力がなくなったときにかわりにお手伝いできるよう判断基準を共有する。信頼関係を築いた上で公正証書を作成するため、非常に丁寧なプロセスが必要になる。

【会長】
任意後見は契約内容を詳細に詰める必要があるが、京都家庭裁判所ではどのように意識されているか。

【オブザーバー】
任意後見は法定後見と性質が異なり外部での契約であり、監督人選任の申し立てがあって初めて裁判所が関わる。先ほどの事例をお聞きして、裁判所は申し立てがあって初めて資料を見るのでそれまでの経緯を把握することはできないが、現場の皆様が非常にきめ細かな調整をされていることがよくわかった。

【会長】
申立てに至るまでの支援がとても大変で、支援者の方は日々苦労されていると察する。
裁判所から調査官の方が遠方まで来てくださることがあるが、それは以前から行われているのか。

【オブザーバー】
本人調査について事情によっては調査官が訪問するなどの対応は以前から行っている。

【会長】
本人の状態によっては裁判所まで足を運ぶことが困難な場合もあり、裁判所の方から来ていただけるのは大変ありがたいと感じている。
家庭裁判所との連携について、本協議会に京都家庭裁判所から参画いただいていることは、全国的にも珍しく、素晴らしいことだ。京都家裁は専門職団体の研修会等にも足を運んでくださっている。平日の限られた時間の中でこうして協力いただけることは、非常に心強いことであり、深く感謝申し上げる。

制度の転換期において、身寄りのない方や死後事務の対応など、新たな枠組みが増えることが検討されている中で、日常生活自立支援事業を担っていただいている立場である京都府社会福祉協議会としてご意見があればお願いしたい。

【オブザーバー】
金銭管理等、日常生活自立支援事業については皆さんご承知かと思われるが、社会福祉法の改正で新たな事業の方針が示されているところだ。事業のニーズが増える一方で、受け止める体制基盤が弱いのが実施主体としても課題と感じている。
全国社会福祉協議会では令和 10 年 4 月を目処に取り組みの整備を進めることと方針を示されており、京都府社会福祉協議会としても今年度については市町村の社協と京都での取り組み上の形を検討しながら今後も連携を進めていきたいと考えている。

【会長】
今般、成年後見制度は民法改正が成され、これまで終身だったため途中でやめることが困難であったが、今回の改正により期限を区切って成年後見人が外れることができるようになった。その受け皿の１つとして日常生活支援事業などが検討されているがその管轄は社会福祉法になっており、制度と両輪で動かなければならないという方針が先月議決された。２年後に実施される方向で進められており、成年後見制度利用促進の取り組みは過渡期となっている。そういった枠組みの中で権利擁護を考えていく上で成年後見ステーションの動きはとても重要である。
資料２の３ページの中で、精神障害者手帳や療育手帳の所持者数が増えているが、その理由については把握しているのか。

【事務局】
増加の理由については把握していない。担当とも状況を確認しながら連携を図っていきたい。

【会長】
全国的な動きとして、高齢者の増加はもちろんあるが、精神障害者の支援が非常に増えている状況にある。京田辺市においてもその動きとリンクしているように感じる。
市社協としては権利擁護事業も担っておられ精神障害の方を支援されるケースも多いと思うが、状況はいかがか。

【委員】
次の議事の内容と合わせて報告させていただきたい。

４．各機関の取り組み報告

～資料４　京田辺市社会福祉協議会から説明

（１）事業の背景と目的
当協議会では、京都府社協との業務委託契約に基づき、地域住民の権利擁護および自立支援を図るための取組を行っている。対象は、認知症の方、物忘れのある方、知的障がいや精神障がいのある方、日常生活における金銭管理や手続きに不安を感じている方々であり、これらの方々と利用契約を結び支援を行っている。

（２）令和 7 年度の利用実績
令和 8 年 3 月 31 日時点での京都府社会福祉協議会へ報告している実績は以下の通り。
・相談対応（広報・制度説明など）：12 件
・初回受付（具体的な利用検討）：26 件
・合計：38 件
3 月末時点の利用者状況は、新規利用者 12 件、継続利用者 45 件、契約終了 10 件となっている。契約終了の理由は施設入所や逝去など様々だが、当事業が終了しても後見制度へ繋ぐなど最後まで支援を継続している。
現在、継続して利用されている 45 件の内訳は以下の通り。
・認知高齢者：12 名
・知的障がい者：8 名
・精神障がい者：21 名
・その他：4 名（金銭管理や書類整理に強い不安を抱える方など）
精神障がいのある方の割合について、事業開始当初は高齢者が半数以上を占めていたが、ここ 3～4 年でその比率が逆転した。精神科病院から地域移行を推進する制度改正があり、病院と連携して一人暮らしの計画を立てる中で、当事業のニーズが高まったことが要因と考えている。

（３）主な取組内容
　取組の基本は「利用者との伴走支援」と「他機関との連携」だ。
　利用者の皆様にこちらの提案を受け入れていただくことは容易ではない。何度も対話を重ね、ご本人の意思確認を行いながら、実態に即した暮らしを尊重できるよう、粘り強く寄り添う支援を心がけている。
　この事業単独で解決することは不可能であり、ケアマネジャー、民生委員、地域包括支援センター、自立相談支援機関の相談員など、多職種で連携することで、初めて適切な支援計画が成立する。
職員が一人で孤立しないよう、家庭裁判所での研修や近隣社協とのケース検討会を通じて専門性を高めている。
　京田辺市社協では、個別支援に力を入れていきたいと考えており、令和８年度より組織改革を行った。従来の地域福祉課の中で行っていた個別支援を集約し、新たに「生活支援相談課」を設置した。この新設部署において、権利擁護事業、貸付事業、そして今後取り組み予定の法人後見事業を一体的に担い、支援体制をより充実させていく方針である。
　権利擁護事業の契約者のみならず相談機関として関わっている精神障害者の支援も含め幅広い形で寄り添い支援を行っている。支援を継続していく中で、お金を使いすぎて生活が成り立たない場合などは支援物資を提供し計画的に食事をとるなどの生活の立て直しに向けた支援も行っている。

（４）地域で見えてきた課題
　支援現場では、解決困難な課題が顕在化している。
①制度の狭間にあるケース（身元保証・緊急対応）
　身寄りのない方について、入院時や施設入所時の身元保証、緊急対応などに社協だけでは限界があること、また後見人がいても医療同意等の法的権限はなく、支援ニーズと権限の間に乖離が生じていることが課題である。

②多機関連係の強化と「縦割り」の弊害
　介護、障がい、生活困窮、税務など課題が多岐にわたるため、縦割りではない横断的な支援体制が不可欠である。
　また、困難な案件について、後見人など専門機関に繋がった途端、これまで関わってきた支援者が「もう安心だ」と手を引いてしまう傾向が見られる。後見人を孤立させないための、継続的な「チーム支援」の強化が必要である。

③経済的ハードルと公的支援の必要性
　資産が乏しく、申立費用や後見人報酬を支払う余裕がない「制度の狭間」にいる方への公的支援（報酬助成など）の必要性を強く感じている。生活保護受給者ではない低所得層に対し、将来の費用負担を具体的に明示できないことが、制度利用を躊躇させる一因となっている。

④契約の心理的ハードルと意思確認

支援が必要な状態であっても、本人が「契約まではしたくない」「自分はまだ大丈夫だ」と拒まれるケースがある。契約を前提とした制度では、こうした方々が支援から漏れてしまう。
契約ありきではなく、時間をかけて寄り添い、信頼関係を築くことから始める「契約によらない支援」のマンパワーが求められている。また、支援者側が「権利擁護が必要だ」と考えていても、本人の意向が確認されていない場合があり、丁寧な意思確認のプロセスが不可欠である。

⑤社会状況の変化に伴う事務負担の増大
金融機関の窓口予約制や昼休みの導入、印鑑廃止等金融機関のシステム変更により、後見人や支援者による代行事務が複雑化し、対応に時間を要するなど負担が増大している。

（５）市社協としての今年度の重点的取り組み
令和 8 年度は、「法人後見事業の具体化」による切れ目のない支援を目指す。現在の権利擁護事業の利用者の中から、特に身寄りがなく不安を抱える方を対象に、信頼関係を維持したまま法人後見へ移行できるよう検討を進める。社協だけで判断するのではなく、外部の専門家を交えた委員会を設置し、適正な運営を行っていく方針である。

（６）全国社会福祉協議会の報告書による「権利擁護支援に関する課題」
全国社会福祉協議会の「成年後見制度にかかる取組状況調査報告書」の内容と、京田辺市社協の現場で抱える課題は概ね共通している。具体的には、制度利用には至らないが何らかの支援が必要なケースや制度を利用するだけでは本人の生活を支えられないケース、現行の制度や地域の資源では対応が難しい課題が次々と出てきている。また、医療機関からの医療同意をめぐる困難、金融機関との連携における負担増、専門機関につないだ後の支援チームの弱体化なども課題である。
任意後見制度について話が出ていたが、最近では、知人に任意後見を依頼したが、実際には財産を狙われているようなケースや、本人が任意後見の解除を希望する相談があった。この事例は任意後見を解除し、本人の意向を確認した上で法定後見（補助）へ移行することができたが、氷山の一角で今後このような相談も出てくると思われる。今後はこのような相談に対しても、本人の意向を確認しながら柔軟に対応していきたいと考えている。

【会長】
任意後見の解除について、ご意見があれば。

【委員】
任意後見の解除について、任意後見のシステム自体は、ご本人の判断能力があるという前提で契約するものだから、解除に制限がなければご本人が納得し

た上でご本人の意思でやめることは問題ない。また、「財産を狙われる」という不安についてだが、実際に法定後見や任意後見の制度が発動してしまえば、1 年に 1 回は必ず家庭裁判所に財産関係の報告をしなければならない義務が生じる。むしろ制度を利用したほうが、財産を勝手に持ち出すような不正はやりづらくなるのではないかと個人的には考えている。

【会長】
資料４の５「②制度の狭間にあるケースへの対応と公的支援の必要性」の中で、申立費用・報酬助成制度の課題について報告があったが、現在、国において成年後見利用支援事業については議論されていると思うが、その点においていかがか。

【オブザーバー】
報酬助成の件については詳細を把握している立場ではないが、現場で費用の問題が大きな壁になっていることは、かねてより国においても議論されている。成年後見制度の利用促進を進めるためには、制度の運用と一体となって「報酬助成」などの仕組みがしっかりと機能する必要があるということは、皆様ご承知のとおり。しかし、実際に助成を拡充するにあたっては「財源の問題」が避けて通れない。財源が確保されない限り、制度の実現は難しいのが現状だ。京都府からも、国に対して「単に市町村などの地方行政へ丸投げするのではなく、具体的な財政的な裏付けを国がしっかり提示しなければ制度の充実は図れない」とういうことを申し上げているところである。各市町村において「助成を実現したい」という強い思いがあっても、現段階の財政状況は非常に厳しいものがある。こうした点も含め、今後さらに議論が深まっていくことを期待している。

５．その他

【オブザーバー】
会長からもあったとおり、現在、国において成年後見制度に関する議論が具体的に色々と進められている。中核機関の位置付けについては、当初は「相談・広報」を中心に体制を整え、そこから徐々に広げていくという方針であった。今後は「量から質へ」という機能が問われるフェースに入ると言われている。中核機関の役割が、相談対応だけでなく、担い手の確保と人材マッチング、地域のネットワークの強化による支援の土台作りの方向へ強くシフトするよう示されている。今後、京田辺市においても、これまでの積み重ねの上に、支援を必要とする方へ必要な支援が適切に届く仕組みの充実に向けて、今後も取り組みを進めていただきたい。また、府の立場からも皆様に引き続きご協力いただくようお願い申し上げる。

また、京都府下の 26 市町村のうち、今年度中に 22 の自治体で中核機関が設置済みとなる。残りの自治体へも働きかけを進めていく。なお、社会福祉法において中核機関の設置は「努力義務」とされていることを申し添える。

【会長】
京都府にも支えていただきながら取り組みが進められていることは心強い。
先ほどの社会福祉協議会からの報告の中で、法人後見の話があったが、法人後見の担い手として、具体的にどのような人材を想定しているのか。市が取り組んでいる連続講座修了者などの活用などは想定されているのか。

【委員】
現時点では、社会福祉士等の一定の専門資格を有する者や、権利擁護事業等に関わっている生活支援員の中から比較的若い世代の方かつ意欲のある方を主な担い手として想定している。全く新しい人を連れてくるのではなく、これまで日常生活自立支援事業などで利用者と関わってきた支援員が、そのまま後見業務へと移行できるような「切れ目のない支援」の形を目指している。
今後、新しい事業展開が増えてくれば行政と連携して担い手の育成についての仕組み作りも考えていきたい。

【会長】
成年後見ステーションの取り組みとして報告のあった「権利擁護連続講座」の受講者など、意欲のある市民についても将来的な担い手としての可能性もある。

【委員】
まずは生活支援員として、あるいはその先の担い手としての可能性を探っていけるとよいと思う。

【会長】
利用者と顔の見える関係にある支援員が継続して関わるのは非常に良いことであり、社協の事業とステーションの運営がうまく連携して、地域で担い手を育てる仕組みが構築されることを期待している。
他、委員の皆様から何かご不明な点やご質問があればお願いしたい。

～なし～

【会長】
協議事項は以上となるが、全体を通して他に何かご意見等あればお願いしたい。

～なし～

【会長】
本日の議事につきましては全て終了しましたので、これで終了します。

６．閉会

終了